

特別定額給付金（1人10万円）の申請期限が間近です

緊急経済対策給付金室
☎(32)6266

お1人につき10万円の特別定額給付金の申請期限が迫っており、**8月11日(火)消印有効となっています**。まだ申請されていない方はお忘れのないようお急ぎで申請してください。また、申請書が届いていない場合は早急にご連絡ください。

1. 郵送申請方式

申請書に本人確認書類および金融機関口座確認書類を添えて市役所に返送

2. オンライン申請方式

(マイナンバーカードを利用)
マイナポータルから手続き
詳細は☎でご確認ください



DV等を理由に避難している方へ

DV等の事情により、現在住んでいる苫小牧市に住民票を移すことができない方は、所定の申出書を提出することで同伴者も含めて特別定額給付金を受け取ることができます。

申出書の提出 こども支援課（市役所1階17番窓口） ☎(32)6369

詐欺にご注意ください!!

- ・市区町村や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振り込みを求めることは、絶対にありません。

ひとり親世帯臨時特別給付金について

こども支援課 ☎(32)6416

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

令和2年6月分の児童扶養手当受給者は申請不要であり、辞退の申し出がない限り、8月11日(火)に児童扶養手当登録口座に支給します。

また、現在、ひとり親家庭であるが障害年金や遺族年金を受給しているため児童扶養手当の申請をしていない方、所得が児童扶養手当水準以上のため申請していない方も、条件を満たせば給付金の対象となりますのでお問い合わせください。

申請が必要な方

①公的年金等受給（障害年金や遺族年金）により、令和2年6月分の児童扶養手当が支給されない方

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和2年2月以降の稼働収入が児童扶養手当対象水準まで下がった方

給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

必要書類 令和2年2月以降の収入を証明するもの（給与明細など）、印鑑、身分証明書、通帳 ※戸籍謄本が必要となる場合があります

申請期限 令和3年2月26日(金)（消印有効）

申請先 直接または郵送でこども支援課まで

詳細は☎をご覧ください▶



【相談窓口】生活に困っている方へ

1 生活困窮者自立相談支援窓口

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みの方へ相談窓口を設置しています。お一人で抱え込まずに、まずはお話を聞かせてください。

相談窓口 総合福祉課（市役所1階13番窓口） ☎(32)6189

2 住居確保給付金のご案内について

(令和2年4月30日から条件が緩和されました)

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失ったまたは住居を失う恐れがある方（収入や資産、求職活動などの要件があります）に、原則3カ月分の家賃相当額を市から家主さんに支給します。

※当面の間ハローワークへの求職申し込みは不要

相談窓口 総合福祉課（市役所1階13番窓口） ☎(32)6189

3 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業などにより生活資金でお悩みの方々へ、社会福祉協議会で特例貸付を実施しています。

相談窓口 社会福祉協議会 ☎(32)7111

国民健康保険税、介護・後期高齢者医療保険料の減免などについて

保険年金課 減免について=☎(32)6426
傷病手当てについて=☎(32)6425

■各保険税（料）の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等が3割以上減少する方などを対象に減免を行います

■傷病手当てについて（国保・後期高齢）

新型コロナウイルス感染症への感染または感染疑いのため労務不能で給与が支払われない、または減額された方を対象に傷病手当てが支払われます

※詳細は、各保険税（料）の納税（入）通知書に同封の書類をご確認ください

国民年金保険料免除・納付猶予申請について

市保険年金課 ☎(32)6429 苫小牧年金事務所 ☎(36)6135
ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、臨時特例措置として令和2年2月以降の国民年金保険料免除・納付猶予申請や学生納付特例申請が可能です。 ※学生納付特例制度の令和2年度分の申請については、新型コロナウイルス感染症の影響により学生証などの発行が遅延し、お手元にない場合でも申請が可能です

市税納付等の徴収猶予について

納税課 ☎(32)6274

納税困難となった際には、徴収猶予制度がありますのでご相談ください。